Press Release

令和２年８月６日
四国電力株式会社

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置（支払期日の再延長）について

このたびの新型コロナウイルス感染症による影響を受けられたお客さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。
現在、当社では、新型コロナウイルス感染症の影響に関連して、電気料金についての特別措置を講じておりますが、このたび、その内容を一部変更することとし、令和２年８月４日、経済産業大臣に申請し、本日認可を受けましたので、お知らせいたします。

今後の特別措置の内容は、次のとおりです。

１．対象となるお客さま

当社と電気需給契約があり、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている、もしくは受けようとされている場合で、当社に対して一時的に電気料金の支払いが困難であるとの申し出をいただいたお客さま、または、お客さまからの申し出により新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に電気料金の支払いが困難であると当社が判断したお客さま

２．特別措置の内容

令和２年３月分から９月分の電気料金の支払期日を原則として、以下のとおり延長いたします。
なお、令和２年３月分は支払義務発生日が令和２年３月１９日以降となるものに限ります。

	変更前	変更後
令和２年 ３月分、４月分	５ヵ月間延長	５ヵ月間延長 （変更なし）
５月分	４ヵ月間延長	５ヵ月間延長
６月分	３ヵ月間延長	４ヵ月間延長
７月分	２ヵ月間延長	３ヵ月間延長
８月分	１ヵ月間延長	２ヵ月間延長
９月分	―	１ヵ月間延長

３．特別措置に関するお問い合わせ先

四国電力お客さまサポートセンター

℡.0120-459-410
電話受付時間　9:00～17:00
※土・日・祝日を除きます。

以　　上